

# 退職時移行制度選択用 フローチャート

(2022年1月 作成)

START

Q1：再任用しますか？

再任用する

再任用しない

Q2：共済制度を継続利用しますか？

Q3：解約月（保障期間）をどうしますか？

利用する  
(61歳以降メニュー)

利用しない

4月末で解約します

9月末（満期）で解約します

①退職餞別金（18,000円）の請求手続き

今回の手続きは終了

再任用終了

3月分給与からの差引で終了です

満期までの掛金（月払掛金の5ヶ月分と長期共済の半年払掛金1回分）を組合に納入していただきます

①退職餞別金（18,000円）の請求手続き  
②解約申込書  
③出資金返戻請求書

Q4：移行制度を利用しますか？

利用する

利用しない

④生活協同組合・出資金返戻請求書（全労済）の提出  
※基本型（月額300円）のみの契約の場合は不要です。

手続き終了

2022年3月末でご退職される方が、団体生命共済を4月末で解約すると「じちろう退職者団体生命共済」に移行できません。少なくとも5月末までの契約が必要です。

A：じちろう退職者団体生命共済

B：住まいる（火災・自然災害）共済

C：交通災害共済

長期共済・税制適格年金加入者

E：マイカー共済

2022年6月制度開始

⑤加入申込書  
⑥預金口座振替依頼書・自動払込申込書

⑦住まいる・交通災害加入申込書

D：退職後共済

Q5：マイカー共済を利用しますか？

利用する

利用しない

継続手続きは不要です

⑫解約届

制度概要

制度概要

医療保障充実型	在職中の団体生命共済と同じ保障区分となっています。（入院日額・手術共済金・傷病諸費用・がん保障・先進医療）
病気入院付帯型	在職中の団体生命共済から特約をしぼりこみ、掛金水準を抑えています。（入院日額）

年金給付	定期 終身	継続
------	----------	----

加入要件

- 団体生命共済に加入していた① 50歳以上、② または 25年以上勤続して退職した自治労共済生協組合員（その配偶者）です。85歳まで健康状態にかかわらず継続加入できます。
- さらに県本部・単組（運動体）の加入要件として「退職者会への加入」が必要です。

医療給付	定期 終身	2026年6月以降の 新規移行停止 継続
遺族給付	定期 終身	2026年6月以降の 新規移行停止 継続

併用不可